

補装具費支給制度における種目（視覚障害分野）の構造に関する調査研究

研究分担者 清水 朋美 国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部長
研究分担者 仲泊 聡 理化学研究所多細胞システム形成研究センター網膜再生医療研究開発
プロジェクト研究員

研究要旨

補装具費支給制度は、身体障害者手帳所持者及び障害者総合支援法で規定された難病患者を対象とした福祉用具の公的給付における基盤となる制度である。対象者は本制度を活用することで、補装具入手の際に公的給付を受けることが可能となる。補装具の活用は、障害に起因する不便さの軽減につながり、就学、就労を含んだ自立という面で重要な役割を果たしている。しかし、過去の調査において、制度の運用場面での課題が指摘されており、現在、これらの課題に対応する制度の見直しが厚生労働省の補装具評価検討会内でも求められている。昨年度の本調査では、視覚障害関連補装具判定で該当種目に迷うことがない傾向がかなり強かったが、今回は実際に同判定業務に携わる福祉職に対し聞き取り調査を行い、実態把握を試みた。加えて、班全体で行った補装具費支給制度における種目構造についてのアンケート調査に特に眼科医からの質問が多い視覚障害関連の項目を含めた。その結果、視覚障害関連補装具に対する判定の現況、困難さ、課題を明確にすることができた。今後、この課題を解決する手段を検討し、限られた予算内でできるだけ対象者に有効に補装具を活用してもらえ体制作りが急務であると考えられた。

A. 目的

補装具費支給制度に基づく視覚障害関連の補装具には、盲人安全つえ、義眼、眼鏡が設定されている。厚生労働省が示した平成26年度の統計結果によると、視覚障害関連の補装具決定件数の補装具全体に占める割合は約10%だった。また、平成27年度の本研究調査結果では、視覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことが「ほとんどない」という回答が67.8%と最多であり、「ない」という回答と合わせると計80.0%であった。数値上では円滑に行われているように取れるが、視覚障害関連補装具が補装具全体に占める割合が低いことから、検討する事例が少ないためにこのような結果が出た可能性も否めない。そこで今回、視覚障害関連補装具費支給判定現場の実態把握と問題点の整理を行うことを目的とした。

もうひとつは、特に眼科医からの質問が多いコンタクトレンズ申請と都道府県による遮光眼鏡の

扱いの差について現状を把握することを目的とした。

B. 方法

B-1. 実際に視覚障害の判定業務に携わっている福祉職から聞き取り調査を行った。調査は半構造化面接の方式で行った。

B-2. 今回、班全体として行った補装具費支給制度における種目構造のあり方に関する調査で用いた調査票の中に、特に眼科医からの質問が多いコンタクトレンズ申請と都道府県によって交付に違いがある遮光眼鏡についての設問を加えた。

（倫理面への配慮）
なし

C. 結果

C-1. 聞き取り調査

A市とB市の補装具判定に携わる職員に聞き取り調査を行うことができた。いずれも関東エリアに属し、A市は政令指定都市、B市は中核市であった。なお、両市が所属する都道府県は異なっていた。

調査者は両市ともに本研究班研究代表者の白銀と研究分担者の清水が行った。調査対象者は、障害福祉領域で補装具判定を含む勤務経験4～15年の現職の職員だった。いずれの調査も半構造化面接法を用いて実施された。

(1) A市

① 視覚障害関連補装具費支給判定の流れ

政令指定都市であるA市は、基本的に各区の障害福祉担当の職員が補装具費支給申請を受け、補装具費支給決定まで行っていた。受ける職員は、視覚障害のみならず、高齢者、視覚以外の障害者、子供の支援、あるいは地区担当の個別の支援等も行いながら補装具関連業務を担当していた。ひとりの職員が年間を通して視覚障害関連補装具に携わる回数は5回程度という話だった。

各区で判断が付かないことがあれば、同市の健康福祉局あるいは更生相談所に問い合わせが入る流れができていた。主たる問い合わせ先は健康福祉局だが、更生相談所から内部向けの補装具の手引きを出している関係で更生相談所へ問い合わせが入ることもあった。いずれも補装具の担当者は1名ずつだが、更生相談所にはケースワーカーが複数名在籍しているため、相互で検討を行うことが可能だった。それでも判断が付かないことがあれば、他都市の更生相談所に相談をしたり、更生相談所間の会議で情報提供を依頼することもあった。あるいは、補装具専門委員会へ問い合わせをすると全国の更生相談所に共有されるというシステムがあるが、ちょっとしたことを気軽に相談できるものではなく、現状では、健康福祉局と更生相談所で判断が付かない場合に気軽に相談できるシステムは構築されていなかった。過去には、補装具に詳しい眼科医に相談できる流れがあったそ

うだが、現在は眼科医療関係との連携は皆無だった。

② 現状と課題

ア. 職員の担保

各区で担当する職員が日常行っている業務の中で視覚障害関連補装具に関する業務の割合が非常に少なく、視覚障害の特殊性や人事異動もあり、職員の質の担保がまず挙げられた。現場から学習機会の提供を望む声も多く、定期的に障害福祉支援者研修を行い、職員の質の担保に努めていた。

イ. 疑問を解決できるシステム

補装具費支給医師意見書に書かれている内容で不明な点や、本当にその人にこの補装具が必要なのかどうか等、中立的な立場で相談できるシステムがない点が次に挙げられた。肢体不自由・聴覚障害関連は、リハ医、耳鼻咽喉科医が判定に関わっているため、専門的な疑問点も解決しやすいが、視覚障害は眼科医との関わりも途絶え、頻度としては少ないが専門的な立場から疑問を解決できるシステムが必要という意見があった。特に近年、障害者総合支援法に難病が加わり、なかでも円錐角膜に対するコンタクトレンズ処方に関する問い合わせが増えており、原則通りの説明に止まらざるを得ず、対応に苦慮していた。

同じ補装具でも盲人安全つえは必要性が明らかでわかりやすいが、眼鏡に関しては眼科の専門知識がないと判断が難しいことが多いという意見があった。視覚障害に関しては、他障害に比べて障害に特化した判定になっていないことも危惧されていた。また、意見書を記入した眼科医に疑問点を問い合わせることもあるが、記入した眼科医は補装具として認めて欲しいという思いが強いため中立的な意見を求めにくく、質問には限界があると感じられていた。

ウ. コンタクトレンズと円錐角膜

現状、コンタクトレンズの耐用年数は4年だが、4年も使うのか？という問い合わせは当事者や業

者から時々入っていた。実際には4年待たずに破損等で使用不可となり、再給付に至っているケースが大半だった。A市で補装具としてコンタクトレンズを決定した件数は、平成27年度で10件に至っておらず、例年同じような件数だった。他の補装具に比べて桁違いに少なく、政令指定都市であるA市でもこれだけ少ないので、他の市区町村ではさらに少ないことが予想されるという話だった。

円錐角膜が障害者総合支援法の対象難病に含まれてからのコンタクトレンズの件数は、現状では特に大きく変わっていなかったが、業者や医療機関からの問い合わせが増えていた。円錐角膜でコンタクトレンズを処方する場合には、すべて補装具で申請できると捉えられているケースが多く、視機能が身体障害者手帳（以下、手帳）と同程度という認識の浸透は不十分だった。また、円錐角膜治療用のコンタクトレンズは価格的に高額となるため、特例補装具として円錐角膜のコンタクトレンズを処方できないかという問い合わせもあった。なかには眼科的に特例補装具として必要なケースもあると思われるが、眼科的な判断が現状出来ないため、現状は認めていなかった。

エ. 遮光眼鏡

視野障害のみの視覚障害の場合、遮光眼鏡に度数を入れることを認めているか否かについては、更生相談所としては認められないという意見だった。しかし、前掛け式を除いて、度数が入っていてもいなくても価格差がないので、認めているケースが実際には多いのではないかとのことだった。このような場合にも、眼科的に度数加入が本当に必要なかどうか判断が付かないことが多く、本来であれば中立的に助言をしてくれる眼科専門職の存在が求められていた。現状、この種の問題で困るケースはA市のみならず全国的にもあることが予想されるが、視覚障害の場合、全国的にそのようなケースを集約できるシステムがないのでその場での判断に止まってしまい、改善できる体制が構築されていないという指摘もあった。制度

の取りまとめに従事している職員と実際に補装具決定をしている職員とでは感覚が異なるため、補装具関連のアンケート調査が行われたとしても回答者によっては正しい現場の声が集約されない恐れがあることも危惧されていた。遮光率によって遮光眼鏡として認めないことがあるかについては、分光透過率が明示されていれば認めていた。

オ. その他

2個支給について最も多いのは、遮光眼鏡の屋内用と屋外用だった。その他、矯正眼鏡の遠見用・近見用の2個支給もあった。矯正眼鏡と遮光眼鏡の屋内用・屋外用を認めることができるか、議論になったことがあったが、結論は得られなかった。A市は2個支給を認めているほうではないかという意見だったが、果たしてそれがよいのかどうか、検証が不十分だという意見もあった。

特例補装具については、過去3年間では処方したケースはなかった。約10年前に虹彩付きコンタクトと矯正眼鏡を処方したケースで認められた。ただしこのときは補装具に詳しい眼科医との連携が取れていた時代であり、専門的な意見を得ることができたので実現できたという話だった。

(2) B市

① 視覚障害関連補装具費支給判定の流れ

中核市であるB市は、障害福祉担当の職員が補装具費支給申請を受け、補装具費支給決定まで行っていた。A市同様、補装具業務専属ではなかった。

判断が付かないことがある場合は、県の更生相談所に相当するリハセンター身体障害担当に相談確認を行っていた。そこでも判断が付かない場合については、特にコメントは得られなかった。

② 現状と課題

ア. 職員の担保

特にコメントは得られず、全体から見た視覚障害関連補装具の件数が少ないことと、肢体不自由に対する義足や車椅子の種目品目に比べると非常

にシンプルということもあり、現場ではさほど問題とはなっていないという回答だった。なお、眼科医療関係との連携は皆無だった。

B市が属する県では、補装具判定に関わる職員を毎年集めて補装具全般に関する講義、判定の実習を何度かに分けて研修するシステムがあった。半年くらいするとまた同様の研修があり、特に最初の1年間は徹底して研修を受けるシステムになっていた。この研修は更生相談所に相当するリハセンターが担っていた。このときにレジュメが配布され、実務ではそれを確認しながら判定を行っていた。

イ. 疑問を解決できるシステム

障害者総合支援法に難病が対象となったことで、耳慣れない難病名や専門用語が出てくると調べる必要が出てきた。実際にはインターネットで得られる情報の範囲で各人が解釈をしていた。本来は、対象者が難病なのか手帳相当なのか等、より専門的な知識を要するケースもあり得るが、現状では補装具全体からみた視覚障害関連の件数が少ないため、現場ではさほど問題になっていないとの回答だった。

ウ. コンタクトレンズと円錐角膜

コンタクトレンズの耐用年数についての問い合わせはこれまでも件数は多くはないがあった。4年もたないので再交付となる場合がほとんどで、できれば耐用年数の見直しがあったほうがよいという意見だった。

円錐角膜に対するコンタクトレンズ処方件数は少ないが実績があり、手帳は持っていないが難病のみで処方されているケースも含まれていた。

エ. 遮光眼鏡

視野障害のみの視覚障害の場合、遮光眼鏡に度数を入れることを認めているか否かについては、認めていた。県内の更生相談所的な役割を果たすリハセンターにも確認をしているが、認めてよいという見解だった。よって、B市の属する県では、

すべて認めていた。遮光眼鏡としての補助上限額が決まっているので、それを超える分は自己負担となっており、

遮光眼鏡に入れる度数の違いで認める、認めないの判断はしていないとのことだった。

遮光率によって遮光眼鏡として認めていないということではなく、分光透過率が明示されているものであれば遮光眼鏡として認めていた。

オ. その他

2個支給については、矯正眼鏡と弱視眼鏡はもちろんのこと、遮光眼鏡の屋内用と屋外用、矯正眼鏡の遠見用・近見用でも認めていた。B市が属する県では、2個支給を認める際のポイントとして、目的はそれぞれ異なっているかという点が重視されていた。その確認のため、意見書を記載した医師に直接問い合わせることもたまにあった。

特例補装具については、支給実績がなかった。

C-2. アンケート調査

班全体で行った補装具費支給制度における種目構造についてのアンケート調査の中に視覚障害関連の補装具に関する設問を加えた。909件の市区町村から回答を得た。内容は、眼科医からの質問が多いコンタクトレンズと遮光眼鏡を中心とした設問とした。

コンタクトレンズでは、新規で平成26年度の申請者43名で交付者46名、却下者0名、平成27年度の申請者47名で交付者53名、却下者0名、平成28年度の申請者34名で交付者30名、却下者1名だった(表1)。(申請者と交付者の数の不一致については、原因不明。)再申請では、平成26年度の申請者22名で交付者23名、却下者0名、平成27年度の申請者28名で交付者27名、却下者0名、平成28年度の申請者24名で交付者24名、却下者1名だった(表2)。コンタクトレンズ交付で困ることについては、困っていないという回答が多かったが、いずれも交付したことがないというのが理由だった(表3)。困っていることでは、円錐角膜へのコンタクトレンズ処方、耐用年

数、支給の妥当性に関するコメントが見られた。

遮光率によって遮光眼鏡として処方しないか否かに関しては、「いいえ」が78%と最多であり、「はい」は1%だった(図1)。理由としては、「概ね30%前後より低い遮光率については対象外になる。」という回答以外では具体的に遮光率を理由に挙げている回答はなかった(表4)。

視野障害のみで遮光眼鏡に度数を入れることを

許可しているかについては、「はい」が53%と最多であり、「いいえ」は13%だった(図2)。理由としては、視力障害がないからと理由が多く、厚生労働省から平成22年に出されている補装具費支給に係るQ&Aの送付についての回答、あるいは各都道府県から出されている補装具判定の手引書内に盛り込まれているからという理由が多かった(表5)

表1. コンタクトレンズの平成26、27、28年度の新規申請者数、交付者数、却下者数

	申請者数	交付者数	交付者の疾患名	却下者数	却下理由
平成26年	43名	46名	人工的無水晶体眼 2名 強度近視 5名 円錐角膜 0名 不明 5名 その他() 19名	0名	
平成27年	47名	53名	人工的無水晶体眼 6名 強度近視 6名 円錐角膜 7名 不明 1名 その他() 12名	0名	
平成28年	34名	30名	人工的無水晶体眼 4名 強度近視 0名 円錐角膜 8名 不明 2名 その他() 9名	3名	※1

註) 平成28年については、回答先によって異なっていたが、平均11月までのデータだった。

※1

- ◇ 難病患者(円錐角膜)であるが、視力障害非該当のため
- ◇ 現在の状態が手帳の認定基準を満たしていなかったため
- ◇ 矯正後の視力が手帳の基準に該当しなかったため

表2. コンタクトレンズの平成26、27、28年度の再交付申請者数、交付者数、却下者数

	申請者数	交付者数	交付者の疾患名	却下者数	却下理由
平成26年	22名	23名	人工的無水晶体眼 6名 強度近視 4名 円錐角膜 1名 不明 1名 その他() 4名	0名	

平成 27 年	28 名	27 名	人工的無水晶体眼 強度近視 円錐角膜 不明 その他 ()	5 名 4 名 1 名 2 名 8 名	0 名	
平成 28 年	24 名	24 名	人工的無水晶体眼 強度近視 円錐角膜 不明 その他 ()	8 名 5 名 2 名 0 名 5 名	1 名	※1

註) 平成 28 年については、回答先によって異なっていたが、平均 11 月までのデータだった。

※1

◇ 耐用年数に達していないため

表 3. コンタクトレンズ交付について、現場で困ること (自由記述)

	自由記述
困っていない	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 3年間申請がないこともあり、現状では特に困ることはありません。 ◇ 事案がないため、回答できません。 ◇ 実績がないので分からない。 ◇ コンタクトレンズの申請うけつけたことはありません。申請がきたら即答できない状況です。 ◇ 申請・交付実績がないため、特にありません。 ◇ 申請例がないので不明。 ◇ 過去3年間で交付実績なし。 ◇ 現在支給が無いため、分かりませんが、意見書により市判断のため、意見書の内容が理解できていないと判断が出来ないのではないかと思います。 ◇ 遮光眼鏡や義眼の交付実績はありますがコンタクトレンズの交付はありません。 ◇ 事例なし。 ◇ 過去、相談ないし、申請をうけたことがないので、支給基準等が不安。 ◇ 交付実績なし。 ◇ 支給決定実績なし。 ◇ 交付の実績がありません。 ◇ まだ、申請自体がないので、見当がつかない。 ◇ 交付歴がない為、特になし。 ◇ コンタクトレンズ支給 相談なし。 ◇ 交付の事例がありません。 ◇ 履歴(実績)なし。 ◇ 交付実績なし。 ◇ 申請がないため、分かりません。 ◇ これまで交付した事例がないため、回答不可。 ◇ 今まで申請なし。 ◇ 交付実績なし(相談もありません)。 ◇ 交付していない。 ◇ これまでに交付にかかる相談は1件もありません。 ◇ これまで実績がないため、申請に対する参照事例が本町にはないこと。 ◇ 支給実績がなく、専門的な相談対応が難しい。 ◇ 交付したことがないため特になし。

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 今までに、コンタクトレンズを交付したことはありません。(記録を確認できる範囲では)支給実績がないため、特になし。 ◇ 支給実績がないこと。 ◇ 事例がないため不明。 ◇ 事例なし。 ◇ 実績がない。 ◇ 申請がないため、特にございませぬ。 ◇ 申請がないので、よくわからない。 ◇ 申請なし。 ◇ 申請なし。 ◇ なし。 ◇ なし。 ◇ 特になし。 ◇ 特になし。 ◇ 特になし。 ◇ 特になし。 ◇ 特になし。 ◇ 特になし。 ◇ 特になし。
<p>困っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ コンタクトレンズの申請は受理したことがない。眼鏡等の申請においては、医師の意見書に記載されている度数等の数値等は専門知識がないため理解しづらく、実際支給する眼鏡等と合致しているのか、支給基準に照らし合わせると限度額はいくらかを確認する作業に苦慮している。 ◇ コンタクトレンズなのかコンタクト義眼なのか支給する際に困ったことがあった。 ◇ コンタクトレンズは、医師意見書による書類判定だが、相談があった場合には、当都道府県心身障害者福祉センターの「業務マニュアル」に沿って対応している。コンタクトレンズの相談や交付は、実際にはほとんどない。耐用年数内のレンズ交換は、すべて自己負担となるため、コンタクトレンズをあえて補装具として選択する利用者は、ほとんどいないのではないかと。 ◇ 窓口対応に電話対応での問合せにおいて、担当の知識ではコンタクトレンズの支給の妥当性について判断できない。現在は、医師意見書等の作製を依頼し、必要性が確認できた場合に支給している。 ◇ 耐用年数が4年だが、4年まで持たない事例があった。理由としては、一人暮らしであり、コンタクトレンズの手入れが難しい(コンタクトレンズを外すとほぼ見えなくなり、眼鏡でも視力矯正が難しいため)ことから、コンタクトレンズに汚れが付着してしまうとのことだった。補装具は本来できるだけ長く使えるように本人や家族が手入れすべきだとは思いますが、当人は自立を目指して一人暮らししていることもあり、指導が難しいと感じた。 ◇ 今年度、円錐角膜患者の方から特殊コンタクトレンズの相談を受けた。本人は手帳を所持していない状態で支給認定が下りるかどうかの相談であったため、難病患者が対象であることを伝え、加えて障害状況等によって支給できるか判断する旨を説明。難病患者の補装具支給の基準として必要として認められうる状況とあるが、手帳を要件にしている補装具において難病患者の対象者は手帳取得者と同レベルの障害を有していることが求められると考える。その中で手帳を所持していない対象者の必要性の判断に苦勞する。 ◇ 支給要件を確認できる意見書を作成してもらえるのか不安。視覚障害に対する補装具支給について、抛りどころが少なすぎる。 ◇ 平成28年度に区役所から円錐角膜者に対するコンタクトレンズの交付に関する相談が2件ありました。その内1件は、矯正眼鏡やソフトコンタクトレンズ装用では、身体障害者手帳の障害程度等級に該当する視力しか得られないが、ハードコンタクトレンズ装用では視力が1.0程度得られる事例でした。本市としては「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A(平成25年3月15日付厚生労働省社会・援

護局障害保健福祉部企活課自立支援振興室事務連絡)3の問11の答に準じて、補装具交付の対象とならない旨の回答を行いました。他市区町村の取扱い状況を把握したいと考えます。

- ◇ 一般的な視力矯正用コンタクトレンズとの違いが見積りや意見書からは判断できないこと。治療用と常用の線引きが難しい。
- ◇ 申請にまで至っていませんが、円錐角膜の診断を受けた方のコンタクトレンズの相談を受けることが度々あります。円錐角膜の方において、視覚障害者と同等の障害程度であるという判断の基準を定める事が、早急の課題だと感じています。特に難病疾患の方においてなぜコンタクトレンズでなければならないのか、判断基準がある程度ないと更生相談所を介さず市区町村で判断する事は困難ではないかと感じています。
- ◇ 耐用年数内に再交付を希望する対象者が多く、再交付の妥当性を判断するため医師意見書に内容を詳しく記入してもらう必要があり、意見書を取り直すための費用や労力が対象者の負担となる。また、耐用年数の設定に妥当性に疑問がある。
- ◇ コンタクトレンズは市町村判断で支給しているが、市町村の事務職では判断できないため、総合相談所で以前使用していた医師意見書の様式を用いて、医師に記入してもらって、判断根拠にしている。
- ◇ 眼鏡による矯正不能の場合にコンタクトレンズの支給決定をしているが、申請相談の段階でコンタクトレンズの支給が真に必要な対象者であるかどうか分からない。コンタクトレンズの適切な支給枚数や再支給までの期間について、医師意見書に基づき支給決定しているが、使用期間の個人差が大きいため、基準どおりに対応するか、医師意見書に従うか、迷う場面がある。・他の装具に比べて紛失しやすいため、本人責任による紛失であっても、自己責任による対応として再支給の申請を断ってよいものか悩ましい。
- ◇ 破損の場合、眼鏡よりも現物確認が難しい。耐用年数内での紛失破損が多く、直接目に付けるものであることから、耐用年数が長いのではないかと。眼鏡とコンタクトは申請者の希望でどちらでも支給可能か、支給基準があるのか。
- ◇ コンタクトや眼鏡の申請について、数値のよみとりや専門的なことがわからず、補装具の対象になるか判断するのが難しい。
- ◇ コンタクトレンズについては市町の判断により支給決定できるものとされている。市町の補装具担当に専門的な知識が無いため、相談・申請があった際、スムーズなやりとりが困難ではないかと思われる。(コンタクトレンズに限らず、市町判断によるもの全般)
- ◇ コンタクトレンズは身体障害者の方より、難病の方の申請が多いが、医師が意見書に必要と書いていても、対象疾患でないために、支給が決定できないことがある。
- ◇ 自己負担額が多い。
- ◇ 耐用年数が4年という基準はおかしいとの苦情が多い。一般的にハードコンタクトは2、3年、ソフトコンタクトは1、2年となっているとのこと。
- ◇ 判断に迷って身体障害者更生相談所に問い合わせても、判定不要の為、明確な助言がもらえない(両上肢に軽度の障がいがあり、耐用年数内に破損した等)。
- ◇ 意見書を提出してもらったものの、障害疾病を鑑みて、真に適合しているのか疑問に感じることがあるものの、医師意見書が出ている以上差し戻しもなかなかできない。
- ◇ 申請者が希望するコンタクトレンズの価格が、厚生労働省が示す基準価格を大きく超えるケースが多い。身体障害手帳(視覚)をもっておらず、特定難病を持っていれば支給できるのか判断に迷うことがある。
- ◇ 専門的知識が乏しい為、判断に困ると思う。基本的には、補装具費支給事務がガイドブックにならって判断しているが、細かい所で判断が難しい。
- ◇ 相談自体が少ないため、相談があった場合に、迅速な対応ができないことがある。必要に応じて、係内協議をしたり、県に確認したりしている。
- ◇ 必要性や本人に適切なレンズかどうかの判断が難しい。
- ◇ 補装具制度に精通していない事業者から、誤った見積書が届く例があるため、補装具制度を利用したコンタクトレンズの購入について、国等による制度の周知の必要があると考えます。

図1. 遮光率によって遮光眼鏡として申請許可しない場合があるか？

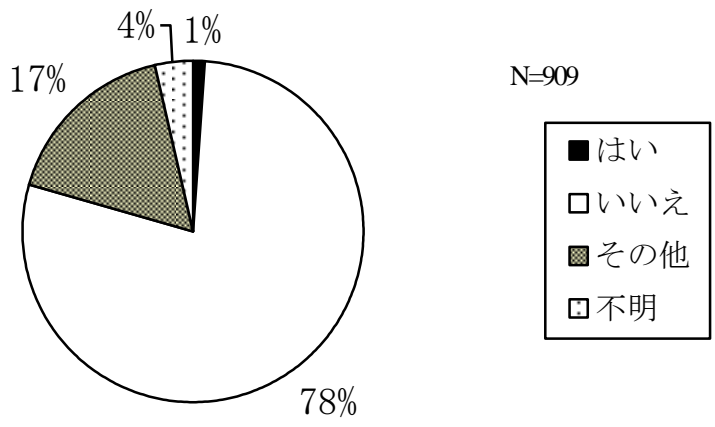


表4. 遮光率によって遮光眼鏡として申請許可しない理由（自由記述）

	自由記述
理由	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現状においては申請が無いため、対象者の状況を勘案し、判定を行う予定。 ◇ 交付実績がないので分かりませんが、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」及び必要であるなら県の判定によります。 ◇ 県判定による。 ◇ 国、道の基準に基づき交付している為、更生相談所等が不適とみなした場合許可できない。 ◇ 遮光眼鏡は分光透過率曲線が公表されているものであるとなっているが(平成22年3月31日に厚生労働省から出された「補装具費支給事務取扱指針の一部改正について」より)業者に確認をとったところ、公表されているかどうか分からない(仕入れ元と違う品番?になっているため調べようがない)と回答を得たことがある。この案件の場合は、別理由で総合的に判断し支給を見送ったが、遮光率によっては申請を許可しない時もあるのではないかと思う。 ◇ 普通用の眼鏡と補装具の区別をつけるため。 ◇ 意見書がない場合。 ◇ 医師(眼科指定医)の意見書により判断 ・ 羞明の軽減に遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと ・ 遮光眼鏡の装用効果の記載があること。 ◇ 概ね30%前後より低い遮光率については対象外になる。 ◇ 申請の事例が少なく検討が進んでない。 ◇ 身体機能を補完、代替すると認められる物のみ申請を許可する。 ◇ 補装具としての遮光眼鏡の基準を満たすもののみ許可している。 ◇ 補装具費支給意見書に使用目的、具体的な効果の記載あれば30%未満であっても考慮し給付している。

図2. 視野障害のみの場合、遮光眼鏡に度数を入れることを許可しているか？

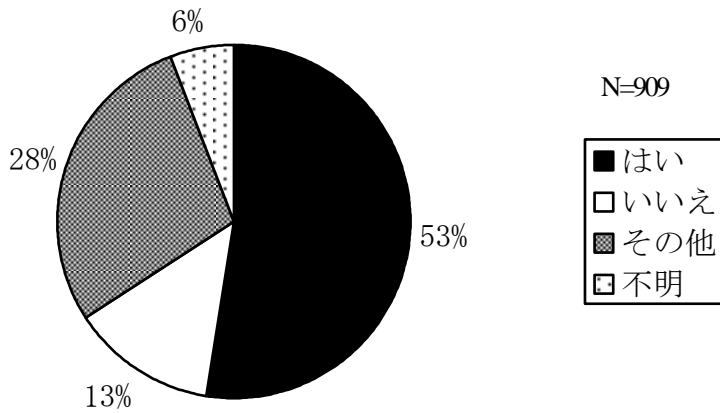


表5. 視野障害のみの場合、遮光眼鏡に度数を入れることを許可しない理由（自由記述）

	自由記述
理由	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 今年度実績(申請・支給)なしの為更生相談所に確認、視力障害でない場合、度数を入れることについては差額自己負担(支給不可)。 ◇ ○○県の「補装具費支給事業事務処理の手引」による対応。 ◇ 度数今までになし。 ◇ 矯正度数が入られるのは、身体障害者手帳の視力障害の認定もしくは、それと同等の矯正視力と○○県更生相談所に指導されているため。 ◇ 「補装具費支給に係る Q&A の送付について(平成 22 年 10 月 29 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡)Q7①の A①に準じた取扱いを行っているため。 ◇ 厚労省平成 22 年 10 月付の QA において、「矯正眼鏡は視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善する者を対象にしており、それ以外の者に対する矯正機能付きの遮光眼鏡の給付は適当ではない」旨の回答があるため。 ◇ 更生相談所の助言及び指導を仰ぎ対応しているため。 ◇ 原則的に、手帳の交付を受けている障害に対して該当補装具を支給する、という考えのもと、(難病患者を除く)補装具支給の可否を判断しているため。 ◇ 視野障害のみなら、度数を入れる必要がないから。どうしても度数を入れることが必要なら、度数なしの基準額での交付とする。 ◇ 視野障害のみの場合、視力の矯正ではないため許可していない。 ◇ 平成 22 年 10 月 29 日付国事務連絡「補装具費支給に係る Q&A」により適当でない。 ◇ 現状においては申請が無いため、対象者の状況を勘案し、判定を行う予定。 ◇ 交付実績がないので分かりませんが、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」及び必要であるなら県の判定によります。 ◇ 県のリハビリテーションセンター(身体障害者更生相談所)が示す“補装具費支給に関する Q&A” に度入りの遮光眼鏡は視力障害を合併している方が対象となると記されているため。 ◇ 視力障害が認められていない場合は矯正機能について支給を認めていないというのが当都道府県による原則であるため。

- ◇ 申請の事例が少なく検討が進んでない。
- ◇ 視力障害が確承とれない為対応していません。
- ◇ 視力障害が確認できないため。遮光眼鏡に度数をいれて支給する場合、遮光眼鏡の対象者要件を満たす必要がある・差明を来していること、差明の軽減に遮光眼鏡の装用により優先される治療法がないこと。
- ◇ 医師の意見書によって判断をする
- ◇ 医師の意見書による。
- ◇ 今まで具体的な事例がなかった。申請があった場合には、更生相談所へ相談し判断していく。
- ◇ ○○県身体障害者更生相談所による判断により、「身体障害者更生相談所事務取扱の手引き H28 質疑応答編 P19(問 23)」より、矯正眼鏡は、視力障害の矯正用として支給されるものであるため、視力障害による障害認定を受けていることが必要であり、県より前記の旨の連絡を受けているため。
- ◇ 矯正眼鏡を支給するためには、視力障害が認定されていなければならないため。
- ◇ 矯正を目的とした眼鏡の支給は、視力低下等の視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた方を対象に給付しているため、それ以外の方に対する遮光眼鏡の支給にあたり、矯正機能を付加することは適当でないと考えております。
- ◇ 国の基準に基づいているため。
- ◇ 県で許可していないから。
- ◇ 県の指導のもと決定しているため。
- ◇ 県リハセンに照会をしたところ、視力低下を伴う障害が手帳として認定されていない場合は、決定対象外と助言をうけています。
- ◇ 公費負担は対象ではないためない。
- ◇ 視野欠損と視力障害が基本的には別の障害であり、視野欠損のみの認定者に対して矯正眼鏡の支給決定ができないとされているため、遮光眼鏡に度数を入れる必要があるかどうか同様の判断をしています。
- ◇ 遮光眼鏡の目的はまぶしさの軽減であると思われるため、屈折矯正等を主目的とする場合は支給対象とならないと推察します。ただし、遮光が主目的で矯正が若干必要であると判断された場合は支給が認められると思われます。
- ◇ 視野障害と視力障害が別の障害であると判断しているため。
- ◇ 視力障害(視力0以外)を取得しない限り、度付きの「眼鏡」類は認められないと教えられている。
- ◇ 身体障害者手帳(医師の補装具意見書)に基づいて交付しているため。
- ◇ 度数を入れる場合は、「視力障害」が認められた方が該当のため。
- ◇ 補装具の支給決定は、国県が示す法令や通達に基づき市は行っています。県からの指導は、医師の意見書等に基づき市で支給判定することになっています。
- ◇ 補装具費支給事務ガイドブック P. 221 の留意点を参考にしているため。
- ◇ 医師の診断書で必要とされ、かつ、更生相談所で必要とされたものに NO ということはない。
- ◇ 医師意見書に乱視がある旨記載してあれば、度数を入れることも可能である。
- ◇ ○○県より、「矯正レンズは視力障害のある場合でないと認められない」と周知されているため。
- ◇ 矯正が必要という事が、障害者手帳に記載されておらず、対象の障がいという事がわからないため、必要であれば、視力障害の項目も手帳に追加するよう依頼している。
- ◇ 矯正のための度数を入れることは視力障害があることを前提としているため。
- ◇ 矯正レンズは視力障害が有る場合でないと認められない為。
- ◇ 矯正眼鏡にて視力が改善されるものを対象としているため。視野障害のみの場合は矯正眼鏡は出していない。
- ◇ 矯正眼鏡の基準に、対象者として、「視野障害のみの者は、対象とならない」とあるため。
- ◇ 矯正眼鏡の交付に際し、視力障害による身障手帳を所持していることが前提となる

ため、遮光眼鏡における矯正も同様と考える。

- ◇ 矯正眼鏡の支給要件に該当しないため。場合により、今後許可する場合もあるとは思いますが。
- ◇ 矯正眼鏡の支給要件に準じている。
- ◇ 矯正眼鏡は、屈折異常もしくは無水晶体眼など視力低下(視力障害)等の視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、強制眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する逆光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。(H22.10.29付厚労省より)
- ◇ 矯正眼鏡は、視力障害を理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者を対象に給付している。このため、それ以外の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正機能を付加することは適当ではない。
- ◇ 矯正眼鏡は視力障害を補完するための補装具であることから、視野障害のみのある方に対して遮光眼鏡に度数を入れる(視力を矯正する)ことは基本的に許可していません。
- ◇ 県の規定に基づく。
- ◇ 県の指導により。
- ◇ 県の指導による。
- ◇ 県更生相談所と協議の結果、視野障害だけでは度数を入れることができないという結論に至ったため。
- ◇ 更生相談所の指導による。
- ◇ 県の指導による。
- ◇ 県身体障害者更生相談の指導による。
- ◇ 視覚障害がある場合のみ許可する。
- ◇ 視野だけでは許可できないが、視力が悪い場合は許可する事もある。
- ◇ 視野障害については、遮光眼鏡を交付していない為。
- ◇ 視野障害のみの場合、視力の変化を理由とする再交付を認めていないため。
- ◇ 視野障害の場合、視力障害の認定がなされないと矯正眼鏡の対象としていないため。
- ◇ 視力障害での手帳を持っていることが条件。手帳に記載がないものには基本的に支給対象とならない。
- ◇ 視力障害ではないため、視力を矯正するものは非該当としている。
- ◇ 視力障害を持たない方は、申請者ご自身の眼鏡に前掛け式遮光眼鏡を支給することが適切。ただし、どうしても希望される場合は前掛け式の基準額を上限として、支給することは可能。
- ◇ 視力低下(視力障害)等の視力障害の身体障害者手帳の交付者で矯正眼鏡にして視力が改善される者を対象として給付しているため。今まで申請はありませんが、手帳に該当はしないケースで視力低下で度数が必要な場合もあり、1つの眼鏡で対応できると良いと思います。(対象分のみ給付で差額支払等)
- ◇ 失われた身体機能を補うことを目的としているため視野障害のみの場合、度数を入れて矯正となると自己負担で入れてもらう。
- ◇ 遮光眼鏡を支給する場合は、視野障害のほかに、視力障害も必要であるため。
- ◇ 手帳に記載のないものは基本的には支給対象としない。
- ◇ 申請があれば障害者総合福祉センターと協議の上交付します。
- ◇ 身体障害者更生相談所の対象者を基準としているため。
- ◇ 身体障害者更生相談所の助言による。
- ◇ 身体障害者手帳の障害内容に照らし合わせて支給決定する為、視野障害のみでは度数を入れることは許可していません。補装具として申請するならば、まず、視力障害として障害内容の追加をお願いさせていただきます。
- ◇ ○○県では、視野狭窄の障害だけでは矯正眼鏡は支給できないとしているため。(視力障害が無い場合は、度数を入れることまで補助対象としていない。)
- ◇ ○○県身体障害者更生相談所の指導があるため。
- ◇ 度数の入った矯正眼鏡は視力障害による身体手帳を所持する場合に支給をみとめている。ただし、本人の希望により度数の入った遮光眼鏡の購入申請があった場合に

	<p>は、差額自己負担として度数を入れても良いこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 度数を入れたいという希望が過去にない。あれば、更生相談所と協義の上、決定する。 ◇ 度数を入れる矯正眼鏡は、屈折異常や無水晶体眼などの視力低下により視力障害の認定を受けている者に対して支給されるものであり、視野障害のみの場合、遮光眼鏡に矯正機能を追加しても視力の改善は見込めないため。 ◇ 当都道府県の補装具相談判定業務マニュアルによる。 ◇ 判断がつかない場合、当都道府県に確認するため、「はい」「いいえ」は申請者の診断書の内容によります。 ◇ ○○県障害者総合福祉センター発行の「補装具の手引き」において許可しないという方針が示されているため ◇ 平成23年7月13日に、補装具判定委員会が「視力障害の認定のない視覚障害者が、矯正機能付遮光眼鏡を希望する場合の処方及び購入基準の考え方について」の基準解釈を示しており、「視力の屈折矯正機能を付加するのはあくまでも視力低下のレベルが障害認定基準に該当する方に限られます」と記載しています。このため、本市では当該解釈を参考にして、視野障害のみの場合、度数を入れることを許可していません。ただし、「眼鏡・義眼支給意見書」に記載されている視力が、視力障害に該当する場合は、区を通して、身体障害者手帳(視力障害)を取得するように本人に勧め、手帳取得後に、矯正付遮光眼鏡を交付しています。 ◇ 補装具として、矯正が必要であるなら、視覚障害を有していると考えられるから。 ◇ 補装具支給事務ガイドブックによる。 ◇ 補装具費支給判定にかかる事務処理要領に、「視野障害は、視力障害の認定がなされていないと矯正眼鏡の対象とならない」と、記載されているため。 ◇ 要件として視力障害必要。 ◇ 療育福祉センターの指導で視野障害のみの者への矯正眼鏡の支給は不可となっているため。
--	---

D. 考察

D-1. 聞き取り調査

今回の調査対象のA市とB市は共に、視覚障害関連補装具費支給決定の基本的な流れは同じで、まずは現場で申請を受け付け、申請内容を確認し、補装具費支給決定を行っていた。迷った場合の相談窓口として、政令指定都市であるA市は市の健康福祉局と更生相談所の2か所だったが、B市は更生相談所の1か所のみだった。他の政令指定都市でも同様の局があることから、更生相談所以外に相談できる場所があるのは市の規模の違いである可能性が高い。

現状と課題については、A市とB市の回答には温度差がみられた。A市は、視覚障害関連補装具に関しては、とにかく問題が多いという回答が目立った。一方、B市は全般的に困っていないという回答が多かった。A市から挙げられた問題点として、視覚障害関連補装具支給は、決定まで現場で行わなければならないという背景でありながら、職員の担保、疑

問を解決できるシステム、過去の事例を蓄積できるシステムがない、といった点が特に強調されていた。ひとりの職員が行うべき仕事の中で視覚障害関連補装具の仕事が占める割合は非常に低く、頻度が少なければその分身に付きにくいという特徴も挙げられた。研修会や手引書もあり、医師の意見書もあるが、自身に専門的な知識がない、意見書記入した医師が視覚障害関連補装具について詳しいのかどうかもわからない、本当に正しい決定ができているのかという不安の声も強かった。本来であれば、そこに中立的な立場で眼科医のコメントがあれば理想的だが、実際には眼科医療機関との連携は皆無だった。B市では、A市ほど切羽詰まった状況ではなく、全般的に視覚障害関連補装具は件数が他の補装具に比べて少なく、現場ではさほど問題にならないという認識だった。障害者総合支援法となり、難病が入ってきたことで、専門的な情報が必要となることもあるが、

眼科専門職との連携を強く求めている感じではなかった。

両市の結果の違いとして、市の規模の違いも関係している可能性がある。A市の人口はB市の約10倍であり、その分視覚障害関連補装具の件数の違いが大きいことも予想される。人口差以外にも要因がある可能性もあり、次回以降の調査に委ねたい。

コンタクトレンズに関しては、両市ともに件数が少ないという特徴があった。現状、耐用年数の4年は長すぎるという声が当事者や業者からも寄せられていた。実際には4年もたずに修理不能で再支給という形で対応していることが多く、実情に沿った耐用年数の設定変更を求める声もあった。眼科的にみても今と昔ではコンタクトレンズの材質自体が大きく変わり、酸素透過率も上がって汚れも付着しやすくなっているため、医学的に見ても4年間同じコンタクトレンズを使用し続けるのは推奨できかねる。早急の見直しが必要だと思われた。昨今の特徴として、障害者総合支援法に難病が追加されたことにより、円錐角膜が対象難病になったことから、円錐角膜のコンタクトレンズ申請に関する問い合わせが増えていた。実際には、たとえ該当難病であっても視機能が手帳相当であるという前提があるが、円錐角膜という病名があれば、全員コンタクトレンズを補装具として認められるか？という問い合わせも増えていた。難病と補装具について、当事者、眼科関係者、業者の正しい理解の普及が急がれる。

視野障害のみの場合に眼鏡に度数を入れることを許可しているか否かに関しては、A市は原則認めていなかったが、B市では許可していた。A市が許可しない理由として矯正眼鏡は、視力障害の矯正用として支給されるものであるため、視力障害による障害認定を受けていることが必要という平成22年10月に厚生労働省から出された補装具費支給に係るQ&Aに沿った解釈に基づいた結果であることがわかった。しかし、実際には価格が変わらない範囲で許可しているところもあるという回答だった。B市は、価格が変わらない範囲で許可しているという回答だった。視覚障害関連補装具費支給決定は、市区町村で行っているため、現在の規定に基づいた現場での

裁量があるのかもしれない。

遮光眼鏡については、両市ともに遮光率によって補装具費支給を認めないということはなかったため、認めない理由について直接話を聞くことはできなかった。

2個支給については、両市ともに認めていた。A市は本当に認められるのか不安を残しながら許可している印象だったが、B市は、それぞれに目的が違えば認めているという回答だった。この点、前述した職員の担保や疑問を解決できるシステムでの両市の違いにも起因するのかもしれない。

特例補装具については、両市ともに近年は支給実績がなく、約10年前にA市で1件あったのみだった。特例補装具については専門知識がないと判断に迷うことが多いという声もあり、眼科専門的なアドバイスがあれば、もっと活用できるシステムかもしれない。現状では、眼科医療との連携がないため活かされていない印象だった。

D-2. アンケート調査

今回のアンケートは、特に眼科医からの質問が多いコンタクトレンズと遮光眼鏡関連の設問を作成した。円錐角膜が障害者総合支援法の対象難病に含まれるため、コンタクトレンズ申請が増えたことを予想したが、コンタクトレンズ全体の数としてはかなり低く、新規、再交付ともに横ばいだった。新規、再交付ともに申請者数、交付者数、却下者数のつじつまが合わない結果となった。これについては、設問時でのこちらの意図が回答者側に十分伝わっていなかった可能性も高く、次回以降の設問時には留意すべきと考えられた。課題は残ったが、コンタクトレンズの全体の動向を把握することができた。却下された理由の自由記述欄で、手帳基準に該当していなかったからというコメントが数件見られた。必ずしも現在の手帳基準にクリアに該当していなくても、対象難病が原因で手帳と同程度の視機能であれば許可できるのではないかと考えられ、申請を受ける市区町村側の認識についても今後より明確にしておく必要がある。

コンタクトレンズは申請件数自体がかなり少な

く、特に人口が少ない自治体ほど「申請・交付実績がないのでわからない」というコメントが多かった。中核市でも実績がないという回答が数市にみられた。実績がなければ、困ることも当然ないという回答になり、現場の声が挙がってこないという点は今後解析を進める上での重要なポイントであると思われた。前年度の本研究班の調査で得られた結果、困っていないという回答は計80.0%だったが、単純に視覚障害関連補装具費支給決定には問題がないという結論にはならないことが明らかになった。

遮光眼鏡については、原則、分光透過率が明示されており、医師意見書で遮光眼鏡による効果が明らかであれば、認めているところがほとんどだった。認めていない市区町村はわずか1%に止まっていた。認めない理由について、「普通用の眼鏡と補装具と区別をつけるため。」「概ね30%前後より低い遮光率については対象外になる。」と記されたものはあったが、その根拠については明らかではなかった。認めないと回答した市区町村の人口による違いも見られず、財源の問題である可能性は低いかもしれない。認めないと回答した市区町村に絞って聞き取り調査を行うと、根本的な理由が明らかになる可能性があると思われた。

視野障害のみの場合、遮光眼鏡に度数を入れることを許可しているかについては、過半数が許可しているという結果だった。入れることを許可しない理由については、ほとんど同じで、平成22年に厚生労働省が出している「補装具費支給に関するQ&A」に基づく解釈を挙げていた。しかし、現場の対応としては、費用が変わらない範囲で対応しているという回答も目立った。視力障害の基準には至らないが、視野障害のみで矯正眼鏡使用によって少しでも見やすくなるケースは眼科では決して珍しくない。財源に影響のない範囲であれば、許可しても支障がないのではと思われた。

また、遮光眼鏡もコンタクトレンズ同様、「申請・

交付実績がないのでわからない」という回答が目立った。これは、眼科における視覚障害関連補装具の普及度の低さも反映している可能性も否めない。

E. 結論

- 視覚障害関連補装具費支給決定には、問題がないのではなく、補装具全体でみた件数が少ないため、問題が挙がってきにくいという特徴があった。
- 困った時に問題をクリアにできるシステムがはっきりしておらず、何かしらの対策が必要だと考えられた。
- コンタクトレンズの耐用年数は実状に合わない設定になっており、何かしらの検討が必要だと考えられた。
- 難病（特に円錐角膜）と補装具の考え方が十分普及していない可能性が高く、実状を更に明確にし、理解普及に努める必要があると考えられた。
- 視野障害のみの場合における遮光眼鏡の解釈を現状に合う形に再見直しできる可能性があった。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし